

2019年 4月 10日

従業員の皆様へ

労働者の過半数代表者の選任について

長野通運派遣サービス株式会社における労働基準法その他の法令に基づく「労働者の過半数を代表する者」（以下「従業員代表」という。）を選出するにあたり、下記の方法により選出いたします。

従業員代表の役割

- ① 時間外労働・休日労働に関する協定の締結（労基法第36条）
- ② 1年単位の変形労働時間制協定の締結（労基法第32条の4）
- ③ 就業規則を作成・変更する場合の意見の聴取、意見書の添付（労基法第90条）
- ④ 賃金控除協定の締結（労基法第24条但し書）
- ⑤ 年次有給休暇の計画的付与に関する協定の締結（労基法第39条）
- ⑥ 時間単位の年次有給休暇の実施に関する協定の締結（労基法第39条）
- ⑦ 育児・介護休業に関する協定の締結（育児介護休業法第6条）
- ⑧ その他労働基準法その他の法令に基づく「労働者の過半数を代表する者」としての任務

選出方法

- ① 従業員代表の選出は、原則として立候補者に対する選挙によって決定することとし、今回は2019年4月15日から4月20日までの間に、立候補者を募集します。
- ② 上記の立候補者なきときには、同年4月20日から4月25日までの間に、あらかじめ会社が推薦する従業員代表候補を弊社ホームページ上に掲載し、信任によって選出します。その際の回覧パスワードは「****」です。
- ③ 従業員代表の候補者は、管理監督者でない者でなければなりません。

以上

本紙を2019年3月度の給与明細にスタッフの皆様と同封しております。

*上記パスワードは、紙面にのみ掲載しております。